

[事案 29-205] 新契約無効請求

・平成 30 年 8 月 2 日 和解成立

<事案の概要>

配偶者が契約した保険の死亡保険金受取人が配偶者の兄弟であったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者（故人）が平成 13 年 5 月に契約した養老保険（契約①）、同年 6 月に契約した養老保険（契約②）、平成 18 年 8 月に契約した個人年金保険（契約③）、平成 23 年 2 月に契約した終身医療保険（契約④）、平成 18 年 7 月に契約した終身保険（契約⑤）について、以下の理由により、契約を無効にし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約①から④は、配偶者の兄弟を死亡保険金受取人とする異常な保険である。
- (2) 契約⑤は、被保険者である子の同意がない。
- (3) いずれの契約も、配偶者の兄弟の配偶者が募集をしており、配偶者は言われるがまま契約してしまったと考えられる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者は、各契約締結以前から申立人とは別居し、親と同居していた。契約①から③の死亡保険金受取人は、当初は契約者の親であったが、同人が死亡したことにより、申立人よりも濃密な人間関係にあった契約者の兄弟に変更された。
- (2) 契約①から④は、契約者の老後の保障を目的とした、貯蓄性のある保険または終身医療保険であり、募集人がその配偶者に死亡保険金を受け取らせることを目的としたものとはいえない。
- (3) 契約⑤については、契約者に支払った減額返戻金および解約返戻金の合計額が一時払保険料を超えているため、契約を無効としても申立人が利得することはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本契約の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、いずれの契約も無効とすることは認められないが、契約⑤については保険会社から和解の意向が示されているので、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。